

公益社団法人
豊島法人会広報誌

TOSHIMA

新春号

New Year 2019

No. 248

年4回発行

豊島子ども秋の表彰式
研修税務委員会インタビュー

表紙テーマ「新春」

さあ! ネットで申告



国税庁 e-Tax キャラクター イータ君

地域とともに 東京信用金庫



東京信用金庫のビジネスモデル 『積極的かつ柔軟で、スピーディな融資対応』

- ① 親切に融資相談に応じます。
- ② 早く結論を出します。
- ③ 丁寧な事後対応を行います。

当金庫では、新規ご融資の際にも担保・保証に過度に依存しない融資を推進しております。

詳しくは、お近くの店舗窓口または担当者におたずねください。



地域とともに
東京信用金庫

豊島区内4店舗のご案内
 本店営業部 03-3984-9110
 要町支店 03-3957-3161
 椎名町支店 03-3953-4611
 東長崎支店 03-3952-3151

新年挨拶

豊島法人会広報誌2019新春号

豊島税務署長 **佐藤 幸一**

平成31年の年頭にあたり、謹んで新春のお慶びを申し上げます。
 公益社団法人豊島法人会の皆様におかれましては、平素から税務行政全般に対しまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
 貴会におかれましては、正しい税知識の普及のために、租税教育をはじめとして、各種研修会や社会貢献活動など、様々な活動に御尽力いただいております。このような活動は、税務行政の円滑な運営において大きな役割を果たすものであり、改めて敬意を表する次第です。
 本年も引き続き、貴会の組織力を大いに発揮していただき、更に充実した会活動を展開されますことを期待しております。
 さて、今年10月には、消費税率の引上げと同時に軽減税率制度が導入されます。私どもといたしましては、事業者の皆様へに制度の内容

を十分に御理解いただき、早期に準備を進めていただけるよう、積極的に説明会を実施するなど、周知・広報等に取り組んでおります。
 制度を円滑に導入するためには、法人会をはじめとする関係民間団体の皆様の御支援が不可欠です。豊島税務署としましては、貴会との協調・信頼関係を一層深められるよう努力してまいりますので、引き続き、会員の皆様の御理解と御協力をいただけますようお願い申し上げます。
 結びに、新たな年が公益社団法人豊島法人会にとりまして一層の飛躍の年となりますよう、また、会員の皆様の益々の御健勝並びに御事業の御繁栄を心から祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。



豊島法人会会長 **南山 幸弘**

明けましておめでとうございます。
 会員の皆様には、ご健勝にて新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。
 旧年中は、法人会活動に格別のご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。
 私ども豊島法人会は、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体として本年も公益性の高い事業展開をしております。
 今年の10月より消費税が10%になると同時に消費税軽減税率制度が導入されます。税のオピニオンリーダーとして「税」に関する研修会を数多く実施するとともに、電子納税申告システムe-Taxの普及につきましても豊島税務署、東京税理士会豊島支部のご協力をいただきながら、会員に利用推進を進めてまいります。
 また豊島区内の小学校への租税教育、小学生を対象にした「税に関する絵はがきコンクール」の実施、中学生の職場体験学習の

受け入れ、「路上喫煙・ポイ捨て防止キャンペーン」への協力など、地域に根差した貢献活動はもとより、時代に対応したさまざまな社会貢献活動ができるよう関係団体との連携を図るなど、会の存在価値を高める活動にも邁進してまいります。
 豊島法人会にとりまして、組織基盤の充実強化を図るとともに、公益事業をより充実させるためには、支部活動のさらなる充実が不可欠です。支部内での交流事業を促進していきたいと考えております。皆様、今年も法人会の各事業へのご参加、ご理解をよろしくお願い申し上げます。
 最後に、皆様のますますのご健勝とご事業の発展をご祈念申し上げます。新春のご挨拶とさせていただきます。

豊島区長 **高野 之夫**

平成31年の新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。
 公益社団法人豊島法人会の皆様には、日頃より区政にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。
 貴会は、豊島区内の企業約3千500社もの会員に対し、経営者の育成を目指す税務・経営に関する研修会の開催など、手厚い支援に努めておられます。さらには、豊島区内の小学校への租税教育の他、「としまものづくりメッセ」への協力やチャリティコンサートの開催など、地域に密着した公益活動を積極的に展開されております。こうした取り組みは、南山幸弘会長をはじめ会員の皆様方のご尽力の賜物であり、深く敬意を表するところであります。
 さて、本区では、文化庁による国家プロジェクト「東アジア文化都市2019豊島」がいよいよ2月1日より開幕します。

また、池袋駅周辺のHareza池袋や、4つの公園整備、真っ赤な電気バス、トキワ荘の復元など、区内各地域で多くのまちの魅力づくりに取り組んでいます。
 かつて消滅可能性都市と指摘された豊島区が、持続発展都市へと大変革を遂げました。
 平成が終わりを告げ、新たな元号となる2019年、オールとしまでこのとしま新時代の幕開けを祝い、皆様と共に喜びの一年となることを心より願っております。
 結びに、貴会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝ご多幸をお祈りし、新年のご挨拶といたします。



豊島子ども 秋の表彰式

11月25日(日)
豊島区役所としまセンタースクエア



11月25日(日)、豊島区役所1階としまセンタースクエアで豊島子ども秋の表彰式を開催しました。

豊島子ども秋の表彰式は、豊島法人会女性部会が実施した「第9回税に関する絵はがきコンクール」並びに豊島間税会が実施した「平成30年度税に関する標語」の合同の表彰式で、334名の方々に出席していただきました。

会場内には、絵はがきコンクール応募作品全1,962点を展示、また税に関する標語の応募作品も展示。表彰式開始前から多くの受賞者や保護者の方々にご来場いただき、佐藤豊島税務署長との名刺交換、応募作品の前で記念撮影する姿がみられました。

表彰式は、菅原女性部会副部会長と野本女性部会会計監査の司会進行の下、南山会長の挨拶に続いて、佐藤豊島税務署長と高野豊島区長に来賓挨拶をしていただきました。

絵はがきコンクールでは、豊島税務署長賞、豊島都税事務所長賞、豊島区長賞、豊島区教育長賞、東京商工会議所豊島支部会長賞、東京税理士会豊島支部長賞、豊島納税貯蓄組合連合会長賞、豊島青色申告会長賞、豊島酒販連合会長賞、豊島優申会長賞、豊島間税会長賞、豊島法人会長賞、豊島法人会社会貢献委員長賞、豊島法人会女性部会長賞、優秀賞、佳作、特別賞(応募率上位5校)の受賞者を表彰。豊島区長賞では、高野区長から直接受賞者に賞状が授与されました。(最優秀賞14作品は次ページに掲載)

表彰式の後には、豊島区文化商工部東アジア文化都市推進担当の小池課長から東アジア文化都市2019豊島の説明及びアニメーションの放映、当会青年部会による租税教室を行いました。

最後は表彰者と関係者による記念撮影を行い終了となりました。



今回の表彰式にご協力頂きました豊島税務署並びに豊島区、豊島区教育委員会、豊島優申会、その他諸団体の皆様並びに全ての関係者の皆様にご場をお借りして御礼申し上げます。

記:社会貢献委員長 齊木 晋一



夢をかなえる 理想の家さがし



OTOWA

不動産のパートナー

株式会社 音羽

代表取締役 南山 幸弘

TEL.03-3957-5757 www.otowa-gr.co.jp

第9回 税に関する 絵はがきコンクール



最優秀賞受賞作品



豊島法人会長賞
目白小学校6年
田中 咲羽 さん



豊島税務署長賞
清和小学校6年
高坂 春奈 さん



豊島区長賞
清和小学校6年
杉浦 龍 さん



豊島優申会長賞
南池袋小学校4年
須貝 華蓮 さん



豊島区教育長賞
仰高小学校4年
岩井 まゆ さん



豊島都税事務所長賞
目白小学校6年
鎌木 里桜 さん



東京商工会議所豊島支部会長賞
仰高小学校5年
橋本 愛子 さん



豊島青色申告会長賞
高南小学校5年
櫛村 真生 さん



豊島間税会長賞
要小学校5年
小林 さら さん



東京税理士会豊島支部長賞
清和小学校4年
森 元 さん



豊島酒販連合会長賞
朋有小学校4年
幸良 瑠波 さん



豊島納税貯蓄組合連合会長賞
高南小学校6年
野口 桜桃 さん



豊島法人会社会貢献委員長賞
椎名町小学校6年
東 彩月 さん



豊島法人会女性部会長賞
立教小学校5年
神下 剛 さん

地域と文化と歴史をめぐるウォークラリー 第21回巣鴨駒込ウォークラリー



11月11日(日) / 巣鴨駒込支部

平成30年11月11日(日)、今年も毎年恒例の巣鴨駒込ウォークラリーが開催されました。この巣鴨駒込ウォークラリーは、今回で21回目となりますが、過去20回で雨天による中止になったことがないという、非常に天候に恵まれた事業です。そして、やはりというか、今年も晴天で、186人という多数の方にご参加いただきました。

今年のコースは、豊島市場をスタートして染井霊園を通り、慈眼寺、勝林寺、旧古河庭園などをめぐる約4キロのコースです。お子様連れやお年寄りなど様々な参加者の方々が、秋晴れの中元気に散策され、各所に設けられたチェックポイントでは、「税を考える週間」記念事業として豊島税務署にもご協力いただいた税金クイズにチャレンジされていました。

ゴール後は、こちらも毎年恒例の抽選会が行われました。参加者の方にはゴール後に抽選会の番号カードが交付されます。その番号カードで抽選を行い、6等から特賞までの商品が当選するという仕組みです。今年は例年と大きく変えて、特賞の景品を自転車からダイソン製コードレスクリーナーとしました。そのためかどうかわかりませんが、私たち運営者も参加者の方も例年以上に抽選会に力が入ったように感じました。

なお、この事業におきましては、巣鴨駒込支部をはじめとする会員企業61社から協賛金をいただき、「駒込福祉作業所」と「レゾンス巣鴨グループホーム」の地元福祉施設に教材費として寄贈を行いました。

記: 巣鴨駒込支部副地区長 吉田 研三



ウォークラリーに
スタートする参加者

イータ君が駆け付けお見送り

ゴール後は恒例の抽選会

子どもが駆け寄り
イータ君は大人気

平成30年度納税表彰おめでとうございます

豊島税務署長表彰

鈴木 但 常任理事
齊木 晋一 常任理事
金井 宏夫 常任理事

豊島税務署長感謝状

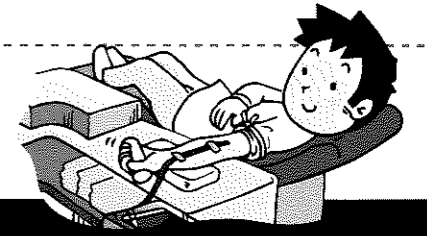
菅原 由利子 女性部会 副部長
梅本 勉 理事
東 明男 常任理事
浦野 静夫 青年部会 副部長

豊島税務連絡協議会表彰

植田 直行 理事
西脇 和紀 青年部会 副部長
堀口 文子 経営研究会 役員

富永 幸子 理事
高島 和子 女性部会 幹事

池袋駅東口献血活動



11月14日(日) / 東池袋南池袋支部・東池袋上池袋支部

平成30年11月4日(日)午前10時からJR山手線池袋駅東口バルコ前にて献血活動を行いました。

今回も東京信用金庫の職員の皆様には社会貢献活動の一環として、会場設営受付等の運営のほか、献血にも本支店合わせて100名を超す方にご協力を頂き感謝申し上げます。

時より小雨の降る悪条件でしたが献血申込者127名、献血者114名の皆様にご協力いただきました。

血液型別ではA型53名、O型24名、B型22名、AB型15名

今回の献血者に占める血液型の割合は

A型47%、O型21%、B型19%、AB型13%

日本人のおおよその血液型別割合はA型37%、O型32%、B型22%、AB型9%とのことから、今回の献血活動からは協力する人はA型・AB型が多く、O型が少ないという結果が出ました。

今年も6月に目白駅前(高田支部主催)、11月に池袋駅東口で献血活動を実施する予定ですので会員の皆様(O型の方は特に名誉回復のために)ご協力をお願いいたします。

当日は、午前9時の会場の設営を開始から午後4時過ぎの撤収まで、ご協力いただいた会員の皆様ありがとうございました。



記: 東池袋南池袋副支部長 今宮 忠則

『公益目的事業のための寄附金』へのご協力をお願い

平素より当会事業に深いご理解と多大なるご協力を賜り誠に有難く、厚く御礼申し上げます。

さて豊島法人会は、平成24年4月1日に公益社団法人に移行し、税務知識の普及、地域企業の発展、地域社会への貢献を柱とした公益目的事業を展開しています。今後これらの事業をさらに充実、拡大を図るためには、多くの皆様のご支援・ご協力が必要となってまいりました。

皆様におかれましては、当会の事業活動にご賛同をいただき、是非ご寄附をお寄せ下さいますようお願い申し上げます。

皆様からいただく寄附金につきましては、当会の「公益目的事業」に充当させていただきます、有効かつ適切に管理し、使用させていただきます。

公益社団法人豊島法人会 会長 南山 幸弘

新たに寄附金をお寄せいただいた皆様 東京通信機株式会社 平成30年4月1日から12月31日まで (50音順)
14件 830,000円

寄附金のお申込み・お問い合わせ

公益社団法人豊島法人会

☎ 03-3985-8940 ✉ info@toshimahojinkai.or.jp

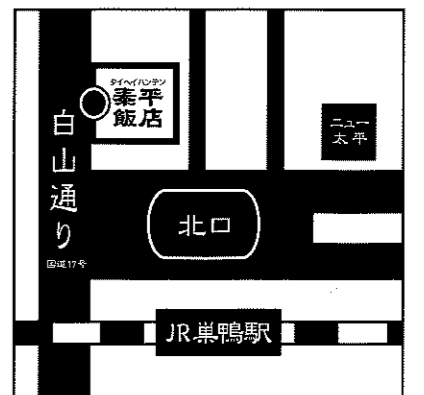
中国料理 素平飯店

TEL 03-3910-7144

◆ご宴会・ご会合・ご法事などにご利用下さい。

5階宴会場 80名様まで可

〒170-0002 東京都豊島区巣鴨2-1-2 太平味のビル4F





「委員会訪問」の第3回目は研修税務委員会です。9月21日に開催されました委員会に同席させていただき、天沼担当副会長、池田研修税務委員長、各委員にお話を伺いました。インタビューは上妻委員

研修税務委員会

池田研修税務委員長にお伺いします

Q1 どのような活動をされている委員会ですか？



その名の通り研修と税務の二つの役割をもつ委員会です。研修としては、税に関する各種講座の開催と講座開催後の収支、課題等の検証をしています。

具体的には税制改正のポイント、法人税申告書、消費税申告書等の作成講座や印紙税の講座、秋には税を考える週間に合わせ秋季税務研修会として署長、副署長の講演と交流会を開催しています。

また毎月行われている決算法人説明会には委員が出席しご挨拶も兼ねて新規入会も勧めています。

講座ではアンケートを取り検証して今後の課題としています。

また税に関する活動では税制アンケートを取り、そこから税制改正要望を作成しております。

これは東法連に提出され続けられます。

Q2 委員長としての抱負、やり甲斐をお聞かせください。

就任2年目でやっと慣れてきたといったところですが、税務委員長は東法連の税務委員を兼ねるので、そちらの方で委員会にも出席します。

そこでは中小企業にとって大切な税制改正要望が真剣に話合われています。

税のオピニオンリーダーとして正しく税を納めるという事が私たちの旗印ですが、一方で中小企業の経営者のために企業存続のための税法を発信していくのもまた一つの役目だと感じています。

はじめは誰もが使えないと考えていた事業承継税制もこの数年で大きく改良されてきているのも一例ではないでしょうか。

Q3 委員会PRがありましたらなんでもどうぞ！

一年の中で私たちの大きな仕事が税制改正要望だと思います。

会員の皆さまも他人事ではない重要な問題なのですがアンケートの集まりがとにかく悪いです。

来年はもっと関心をもっていただき、多くの回答を得られればと思います。

天沼担当副会長にひとことお願いします

Q1 ご担当されている研修税務委員会について思いをお聞かせください。



研修税務委員会のお仕事は、各年末に協議決定される税制改正大綱に豊島法人会としての税制改正要望を取りまとめ、東法連に法人税や資産税、消費税、地方税などの税目に分けて優先要望順に記載し提出することです。

他には年間を通して簿記講座、法人税申告書作成講座、印紙税講座、決算法人説明会、秋季税務研修会等の申込書が広報誌に挿入されています。

法人会は東京だけでも13万社の会員企業があるので、そこからのデータを有意義に活用して、いつか法人会の名前が全国紙の1面を飾るような改正案を提出したいものだと頑張っています。



委員の方にひとことお願いします

藤森副委員長

各講座の参加者をもっと多く募りたい。女性が参加しやすい研修会を行いたい。

小平委員

税務研修会は、税務に関して、勉強になるのはもちろん、研修会後の交流会においては、多くの先輩方にいろいろなことを教えて頂ける貴重な機会と感じております。私のような社員（経営者の方のような立場でないもの）にとっては、大変、刺激を受けられる機会と思っております。

真木委員

税制について会員の皆様にもっとよく知ってもらいたい。署の講師の方を通して税務署を身近に感じられると思う。

菅原委員

税制改正要望のまとめでいろいろな意見があり、勉強になりました。講座・研修会等にもっと多くの方に参加していただきたいと思っております。

阿部委員

税務署の方々との出会い、また研修会や旅行などに参加させて頂くことで色々な人と出会い、たくさんの貴重な経験をさせていただいております。

委員会にご出席いただいている税務署の方にひとことお願いします

吉武統括

会社を運営していく上で「税」は切り離すことのできないものです。それだけに会員の皆様からの税制に関する意見を集約したり、積極的な研修を行う研修税務委員会は非常に重要な役割を担っていると感じています。

実際に法人会全国組織の税制改正要望が実り「中小企業向けの事業承継税制の改正」にも繋がりましたし、今後とも

会社経営のお立場から活発なご意見やご要望を提案して頂くことを期待しております。

また、国税庁（税務署）の立場から、毎年の税制改正をはじめ税務行政の周知の場としても、法人会の皆様のご協力が大きなお力となっておりますことをこの場をお借りして御礼申し上げます。

石井上席

法人会の委員会の中でも、研修税務委員会は「税務」の名のとおり、税務署と一番かかわりの深い委員会だと思います。2019年10月の「消費税の軽減制度」導入など、税制改正等に関する研修会の開催には、皆様のお力添えが不可欠と考えております。今後ともご協力よろしくお祈りいたします。



インタビューを終えて

古巣の研修税務委員会にインタビューに行き行って参りました。委員会から傍聴参加し、委員長時代にお世話になった委員の方々が研修事業や税制改正について検討・討議されているのを拝見して、相変わらず忙しい委員会ですが充実した活動をされており嬉しくなりました。種々の研修会を開催していますので是非ご利用ください。

記：上妻 英成

秋季税務研修会

11月29日(木) / 研修税務委員会・女性部会

今年も恒例であります秋季税務研修会を開催いたしました。

会場は養老乃瀧池袋ビルイベントホールにて豊島税務署の奈良寄克也副署長を講師としてお招きし、「税から思う「としま」と「とくしま」」をテーマにご講演をいただきました。

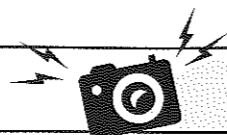
講演会終了後には、女性部会の企画による交流会が賑やかに開催されました。石井上席出題による税金クイズで会長、副会長をキャプテンにチームに分かれての熱戦が展開されました。参加者の皆さんはクイズに答えて景品なども手にされていました。毎年恒例なので皆さん問題に慣れてこられ難解と思われる設問にも正解率が高く、チーム同士の成績争いも高得点の争いとなりましたが一位で勝ち抜けたのは南山会長率いるチームとはさすがでした。各チームのテーブルには佐藤署長はじめ署の幹部の皆様にも着いていただきましたが、クイズの答えを教えないようにバツ印のマスクを着けてのご参加という趣向も法人会交流会ならではのあったかと思えます。

ご講演いただきました奈良寄副署長はじめご協力いただきました署幹部の皆様には誌面を借りて御礼申し上げます。またご参加いただきました皆様に御礼申し上げます。有難うございました。

記：研修税務委員長 池田 憲治



講演する奈良寄副署長



9月10日(月) / 豊島法人会館

第3回理事会



第8回通常総会の日程及び会場について審議され、2019年6月17日にホテルメトロポリタンでの開催が承認されました。また、入会申込書の改訂、宿泊研修旅行会の開催等について報告がありました。

慎重に審議されました

女性部会

9月26日(水) / 豊島法人会館

絵はがきコンクール第1次選考会



今年度初めて画家の百田先生にご協力いただきました。机の上に並んだ絵はがきを見つめる先生と、それを見守る女性部会員。選ばれた作品は個性あふれ、子供たちの力強いエネルギーを改めて感じたひと時でした。

記:女性部会幹事 森悦子

詳細はホームページをご覧ください



組織委員会

10月24日(水) / 豊島税務署

新入会員の集い



入会5年以内の会員の方をご招待して豊島税務署で開催しました。佐藤署長に冒頭ご挨拶していただき、大野副署長をはじめとする署幹部との意見交換会並びに署内見学を行いました。

記:組織委員長 高村 光昭

署幹部の方々と意見交換を行いました

女性部会

10月29日(月) / ホテルベルクラシック、高岩寺

第3回副都心線サミット



新宿、渋谷、四谷、豊島の4法人会の副都心線サミットも第3回を迎え、今回は、豊島法人会が担当。大塚のホテルベルクラシック東京で各部会報告、交流会を行い、都電貸切で庚申塚へ移動。巣鴨地蔵通りを散策し、高岩寺住職の楽しい講話で閉会となりました。

記:女性部会会計監査 野本 芳子

講話していただいた高岩寺の来馬住職

東池袋上池袋・池袋西口支部

10月6日(土) / サントリー-白州蒸留所

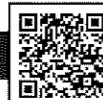
2支部共催日帰りバス旅行



行楽シーズンの大渋滞にはまり、大幅に遅れる到着となり午前中の南アルプス天然水工場見学はキャンセルとなりましたが、支部役員は口添えを頂き、普段見ることが出来ないコースを見学できました。見学後の試飲会では世界のウイスキーの特徴を伺いながら利き酒をし、勉強になりました。

記:池袋西口支部長 上妻 英成

詳細はホームページをご覧ください



10月11日(木) / とりぎん文化会館

第35回法人会全国大会鳥取大会



全国各地の会員が一堂に会し、交流と研鑽を通じ、より一層の連携を求めることを目的に記念講演・式典が開催され、「平成31年度税制改正に関する提言」の実現を強く求めたほか、「税の Opiniオンリーダーたる経営者の団体」として大会宣言が会員企業の総意として宣言されました。

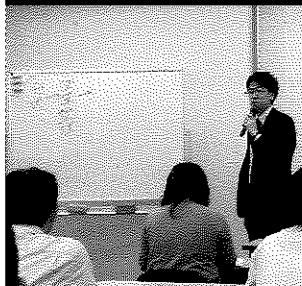
記:総務委員長 中嶋 富男

平成31年度税制改正に関する提言が宣言されました

研修税務委員会

10月16日(火)開催 / 豊島法人会館

法人税申告書作成講座



豊島税務署法人課税第1部門の小関調査官を講師にお迎えし、経理担当者や簿記の知識のある方を対象として別表四、五の関係性、所得税控除額、欠損金、交際費、役員給与他について約6時間にわたる講座を開催いたしました。

小関調査官が分かり易く説明

長崎支部

10月17日(水) / キュービー五霞工場、茨城・古河市

長崎支部秋のバス旅行



晴天の中、要町を出発し、マヨネーズで有名な「キュービー五霞工場」を見学。専門のスタッフから説明していただいたほか、出来立てのドレッシングでとても美味しい生野菜サラダをいただきました。午後は茨城県の歴史ある街「古河市」に進み、ボランティアガイドの方の案内で寺社、博物館、美術館、文学館、記念館等を散策。古河市のすばらしさに触れることができました。

記:長崎支部副支部長 小泉 裕克

キュービー五霞工場を見学

大塚西巣鴨支部

11月16日(金) / 池袋ハイパーレーン

親睦ボウリング大会



受付開始一時間前、練習に余念がない。試合では案の定、好スコアをマーク。やはり練習あっての物種。ゲームで汗を流した後は表彰式と懇親会。「来年、またがんばろう!」ハッピーなで300!と誓い合いました。

記:大塚西巣鴨支部支部長 阿部 双葉
写真:大塚西巣鴨支部副地区長 阿部 高志

ハイレベルで大会は大盛り上がり

厚生委員会

11月17日(土) / 千葉・佐原

健康イベント



今年の健康イベントでは日本の伝統をめぐるとして。江戸時代の風情を残す佐原の町巡りや古民家での昼食。体に効能を与える最近話題になっている発酵食品。ガイドさんに多くの知識をもらった1日でした。

記:厚生委員会委員 石坂 美穂

水の郷さわら防災教育展示室を見学

四国タオル工業会認定
タオルソレイエの
たおるショップ
あがつま
http://www.agtm.co.jp
豊島区池袋本町1-6-2
tel: 03-3986-1811
e-mail: info@agtm.co.jp

WEB 会員募集中!
会員登録で300円分のポイント進呈中!

空調のご用命は
株式会社エレコ
Eleco
エレコはダイキンの特約店です
TEL03-6908-1801
http://www.eleco.co.jp/
代表取締役 鈴木義人

株式会社 遠藤製 紹
http://www.azukicha.com
代表取締役社長
遠藤 眞一
本社 〒171-0021 東京都豊島区西池袋3-12-8
TEL 03-3986-2621 FAX 03-3980-1114
工場事務所 〒189-0003 東京都東村山市久米川町5-36-5
TEL 042-391-6205 FAX 042-395-1658
出張所 (関西) (名古屋) (東北)

世界にはばたく
アドナー
株式会社
PUBLICATION/EDITORSHIP/DESIGN
代表取締役
若林 正美
東京本社 〒171-0021 東京都豊島区西池袋2-36-11-105
TEL 03-3986-5934 FAX 03-3971-6145
e-mail address: adoner@hkg.odn.ne.jp
和光市企画編集室 〒351-0101 埼玉県和光市白子2-24-8
サンライズビル101
TEL048-461-1645 FAX048-461-1649

計量機器を核に
生活文化に根ざし、
社会発展・貢献する企業へ
ISHIDA
株式会社 城北石田ハカリ
豊島区西池袋5-16-2
TEL03-3982-6637
http://www.jyohoku-ishida.com/

西武池袋線 東長崎駅北口徒歩1分
YOSHI-SEKKOTSUIN
芳 矯正院
「外」からトリガー
「内」からエンラク
「芳」からはじまる健康生活
〒171-0051 東京都豊島区長崎4-7-14
予約電話 03-3959-1677
院長 田中 芳太郎
http://www.yoshi-sekkotsuin.com

紙を通し文化と創造を
提供する専門店
紙のたかむら
豊島区東池袋1-1-2
TEL03-3971-7111
www.wagami-takamura.com

一級建築士のいる
デザイン事務所
オフィス・店舗・住宅
文化・教育施設
設計施工
株式会社 エルゴニクス
〒114-0023
北区滝野川13-2-6
tel 03-5394-7100
http://erugonikes.co.jp

合同地区長会

10月～11月の当会会員増強月間に向けて毎年合同地区長会を開催しております。豊島税務署の幹部の方々の出席を得て70名が参加した今回の合同地区長会、法人会全体で会員減少が続く中、東京法人会連合会管内の法人会で平成29年度会員数純増トップの杉並法人会の渡邊安雄会長をお招きして、「会員数純増の秘訣」について話していただきました。渡邊会長から会員増強について強い意志、情熱を伺うことができました。

合同地区長会終了後の懇親会では、引き続き渡邊会長にも出席いただき、各支部・地区との交流が行われました。

記：組織委員長 高村 光朗

第10回大塚商人祭り

大塚西巣鴨支部は「大塚商人祭り」に参加。「税金クイズ」「一億円体験」で、豊島法人会活動のアピールと一般の方への税の理解強化に努めました。前日までの大雨で開催が危ぶまれましたが、なんと、気象庁の予想を覆す大晴天となり、予定通り都立文京高校のパレード、テープカットと開会式が行われました。

法人会のブースには、2日間で400名を超える人が訪れ、税金クイズ、一億円体験に挑戦。豊島税務署から駆けつけて頂きました佐藤署長、大野副署長、石井上席調査官はその対応におおわらわで、一般の方への税の説明に汗を流していました。

大塚西巣鴨支部は、来年も工夫を凝らした志向で豊島法人会をアピールします。

記：大塚西巣鴨支部長 阿部 双葉、写真：阿部 高志

9月12日(水)
組織委員会/養老乃瀧池袋ビル



会員数純増の秘訣について話す
渡邊安雄会長

10月27日(土)28日(日)
大塚西巣鴨支部/大塚駅前



法人会山手線一周税務広報活動

東法連青年部会連絡協議会および東京各法人会青年部会が納税意識の高揚、「税を考える週間」および電子申告・納税システムの広報、法人会の知名度向上を目的として、山手線の主要な駅前等において、税務関連の広報物等を配布し、税務広報活動および法人会のPRを毎年実施しております。

豊島法人会青年部会は池袋駅を担当。①電子申告・納税システムPRチラシ②税に関する絵はがきコンクールポケットティッシュ③税を考える週間PRマスク④法人会PRチラシを配布しました。

配布には、芝法人会の「スペシャルサポーター」として、小学生児童対象「租税教室」の講師を担当するなど、「租税教育活動」「税務広報活動」を行っている「全心全力体当たり！」がコンセプトの7人組女性アイドルグループ「全力少女R」も駆けつけ配布に協力していただきました。

配布時間は1時間を予定しておりましたが、終了時間前に配布を終えてしまうほど大勢の人に受け取っていただきました。

記：青年部会長 加藤 直光

11月13日(火)
青年部会/池袋駅東口



税務広報及び法人会をPR

豊島税務署長講演「消費税軽減税率制度について」

11月13日(火)、税を考える週間記念行事として豊島税務連絡協議会主催で、豊島税務署佐藤幸一署長が「消費税軽減税率制度について」と題して講演されました。

今年の10月1日から消費税率が10%になると同時に導入される消費税軽減税率制度について、軽減税率の対象となる品目や仕入税額控除に必要な帳簿及び請求書等の記載方法など、制度について分かり易くご説明いただきました。



講演する豊島税務署佐藤署長

新入会員紹介



法人名 岩崎総合法律事務所
代表者名 岩崎 隼人
業 種 弁護士業
所在地 東京都千代田区二番町9番地10 タワー麹町5階
電話番号 03-6261-6200
URL <https://law-iwasaki.jp/>
PR文 迅速かつ最も効果的なソリューションを——法人・個人事業主の皆様からの初回のご相談は、無料にて随時受け付けております。



店の名前 蓬来
代表者名 馬 炳裕
業 種 カラオケルーム
業務時間 夕方8時～
所在地 東京都豊島区北大塚2-13-4 TC22 大塚ビル1F
JR大塚駅北口、徒歩一分
電話番号 03-3915-6447
PR文 カラオケ蓬来の魅力は、安心して歌えて飲めること。中国人が異国情緒で雰囲気を感じ上げてくれる。あなたは歌とお酒を満喫。会合の二次会などに是非、ご利用ください。



新入会員紹介掲載 大募集!

豊島法人会へ入会5年以内の方で新入会員紹介に掲載されていない会員様、当コーナーに掲載して自社をPRしてはいかがでしょうか。掲載希望の方は豊島法人会事務局まで電話又はメールでお問い合わせください。

電話：03-3985-8940
メール：info@toshimahojinkai.or.jp

法人名 あすら社会保険労務士事務所(個人事業です)

代表者名 大野 知美
所在地 東京都品川区東五反田5-22-37
電話番号 03-6403-0912
URL <http://www.asusora-sr.jp>

PR文 人事労務相談、人材採用や組織活性化の支援、キャリアコンサルティング等を通して、いきいきと働ける会社作りを支援しています。



確定申告のお知らせ

～申告・納税は、ネットから快適に！詳しくは国税庁ホームページで～

税理士による無料申告相談

～申告書を作成して提出できます～



確定申告書等作成コーナーへ!

開催日	会場	所在地等	時間
2月12日(火) ～3月8日(金)	豊島区役所5階 507・508会議室	南池袋2-45-1 池袋駅・・・徒歩9分 東池袋駅・・・地下通路で直結 都電雑司ヶ谷駅・・・徒歩3分 東池袋四丁目駅・・・徒歩4分	午前9時30分から 午前11時30分まで (相談は午前10時から) 午後1時から 午後3時30分まで

- 小規模納税者の方の所得税及び復興特別所得税・個人消費税、年金受給者並びに給与所得者の方の所得税及び復興特別所得税の申告書(土地、建物及び株式などの譲渡所得がある場合を除く。)を作成して提出できます。申告書等の提出のみの場合は、直接税務署にお持ちいただくか、郵送にてご提出ください。
- 正午から午後1時の間は、税理士の昼休み時間のため、申告書の作成指導等は行っておりませんので、あらかじめご了承ください。
- ご来場の際は、前年の申告書等の控えや源泉徴収票など申告に必要な書類、印鑑及びマイナンバーに係る本人確認書類(①マイナンバーカード又は②通知カードなどの番号確認書類及び運転免許証などの身元確認書類)の写しをご持参ください。
- 混雑状況等により、受付を早めに終了する場合がありますのでご了承ください。

次ページへつづく

申告書作成会場

豊島税務署では、所得税及び復興特別所得税、個人消費税並びに贈与税の申告書作成会場を、次のとおり開設いたします。

期間：平成**31**年**2**月**18**日(月)～平成**31**年**3**月**15**日(金)

(※ 土、日を除きます。ただし、2月24日(日)及び3月3日(日)は開設します。)

◇ 上記期間以外は、税務署の申告書作成会場は開設しておりませんのでご了承ください。
申告書作成のために来署される場合は、上記期間内にお越しください。

時間：受付 午前8時30分から午後4時まで(提出は午後5時まで)
相談 午前9時15分から午後5時まで

◇ 会場が混雑している場合には、受付を早めに締め切ることがありますので、なるべくお早目にお越しください。

会場：豊島税務署 地下会議室



～混雑予想メモ～
・毎週月曜日
・申告期限間際

◇ 当署の駐車場は、2月12日(火)から3月15日(金)までは使用できませんのでご了承ください。

平成31年からは

e-Tax で **ラクラク** 申告 **税務署に行く必要なし! 郵送不要!**
スマホ・パソコンでかんたん送信!

次の2つがあれば、自宅で簡単e-Tax

① ID (利用者識別番号) ② パスワード (暗証番号)

- ◆ IDとパスワードは、税務署で発行しています(ご自宅や勤務先のお近くの税務署にお越しください)
- ◆ 運転免許証などの本人確認書類をお持ちください

準備が
できたら...

国税庁HPの「確定申告等作成コーナー」にアクセス

作成コーナー

画面の案内に従って金額等を入力し、
e-TAXで送信して申告完了!

生花・酒肴 どの
お祝いにも
お返しに
まるか

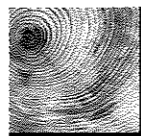
豊島区東池袋 1-36-3 (豊島区役所前)
予約電話: TEL(03)3984-0045
FAX(03)3985-6100
定休日: 日曜日
営業時間: 11:00~22:30 (L.O.21:45)
営業時間内は休まずOPEN

印刷工場併設
プリントショップ

大中ロットオフセット印刷
チラシ・伝票・パンフレット・封筒
オンデマンド小部数プリント
名刺・カード・小部数冊子・シール・感謝状
Tシャツetcウェアプリント
Tシャツ・ブルゾン・ユニフォーム
記念品 ギフトに
オリジナルマグカップ・エコバッグ・コースター

ユニバーサルプリント工芸(株)

代表取締役 大淵信之
豊島区雑司が谷 3-9-4
TEL 03-3988-3544
www.univp.co.jp/



木は人を生かし
人は木を活かす

政カネマサ大東株式会社
代表取締役 天沼友一
豊島区東池袋 5-1-1
電話 03-3985-5191
FAX 03-3985-5191
03-3985-5191

新鮮鶏卵・卵製品の卸売業

Oishi
株式会社 大石商店

代表取締役 大石 正

本社
〒171-0043 豊島区東池袋 1-11-11
TEL.03-3957-3070 FAX.03-3957-3001
板橋物流センター
〒175-0081 板橋区新河岸 2-21-7
TEL.03-3975-3020 FAX.03-3975-3028



豊島都税事務所からのお知らせ

豊島都税事務所

☎ 03-3981-1211 (代表)

1月は固定資産税(償却資産)の申告月です(23区内)

償却資産とは	会社や個人で、工場や商店などを経営している方が、事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等
申告が必要な方	平成31年1月1日現在、償却資産を所有している方
申告先	償却資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班
申告期限	平成31年1月31日(木)

- ◆ 詳しくは、資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班までお問い合わせください。
- ◆ また、主税局ホームページにも詳しい内容を掲載していますので、ぜひご利用ください。申告の手引きや各様式のダウンロード、Q&Aや軽減制度に係る解説をご覧ください。

東京都主税局 償却資産 検索 クリック

償却資産の申告には、電子申告(eLTAX:エルタックス)もご利用できます

eLTAX
ホームページ
ヘルプデスク

http://www.eltax.jp/ エルタックス 検索 クリック

ハイソック
☎ 0570-081459 (左記電話番号につながらない場合: ☎ 03-5500-7010)
9:00から17:00 (土・日・休日、年末年始 12/29~1/3を除く)



eLTAXイメージ
キャラクター
エルレンジャー

23区内に土地をお持ちの方へ

住宅用地の申告はお済みですか? (23区内)

～住宅用地は、固定資産税・都市計画税が軽減されます～

住宅用地とは	住宅の敷地として利用されている土地
申告が必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅を新築・増築した場合 ○住宅の全部または一部を取り壊した場合 ○住宅を建て替える場合 ○家屋の全部または一部の用途(利用状況)を変更した場合 ○土地の用途(利用状況)を変更した場合 ○住宅が災害等の事由により滅失・損壊した場合
申告方法	「固定資産税の住宅用地等申告書」等に必要事項をご記入のうえ、土地が所在する区にある都税事務所の土地班に提出してください。
申告期限	平成31年1月31日(木)

【お問い合わせ先】土地が所在する区にある都税事務所の土地班

法人事業税・都民税の申告には便利な電子申告(eLTAX)をご利用下さい

eLTAX ホームページ http://www.eltax.jp/



財政健全化目標の早期達成と、 中小企業向け税制措置を拡充し、真の経済再生を!

法人会の「平成31年度税制改正に関する提言」が、9月20日の公益財団法人全国法人会総連合(以下「全法連」)の理事会でまとまった。

同提言は、会員企業からの要望意見、税制改正に関するアンケートなどをもとに税制委員会の審議を経て、取りまとめられたもので、「税・財政改革のあり方」「経済活性化と中小企業対策」「地方のあり方」「震災復興」などからなっている。

全法連では、全国80万会員の声として、財務省、総務省、中小企業庁、自民党、公明党および国会議員などに対して実現を求めて要望活動を行っている。

さらに、全国41都道県連および440単位会でも、地元選出の国会議員、地方自治体の首長、議長あて広汎な要望活動を行っている。提言(要約)は次のとおり。

I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

○消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。税率引き上げによる悪影響を緩和する等の経済環境整備は必要であるが、バラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。

○政府は、2016年度から18年度の3年間を集中改革期間と位置づけ、政策経費の増加額を1.6兆円(社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円)程度に抑制する目安を示し、達成した。2019年度から21年度の基盤強化期間についても、社会保障費の増加額を抑制する目安を示し、改革に取り組む必要がある。○財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

○消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10%程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率10%引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保すべきである。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

○社会保障分野では「団塊の世代」がすべて後期高齢者となり、医療と介護の給付費増が見込まれる「2025年問題」が横たわっている。適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によ

て可能な限り抑制しないと、社会保障制度が立ち行かなくなる。とりわけ、急増が見込まれる医療、介護分野に切り込んでいくことが極めて重要である。

○少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるように、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。なお、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

3. 行政改革の徹底

○「行革の徹底」が消費税引き上げの前提となった経緯を改めて想起すれば、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならない。

○国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制を強く求める。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

○消費税率10%への引き上げと同時に軽減税率が導入されることになっているが、これは事業者の負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多く、10%程度までは単一税率が望ましいことを改めて表明したい。

○軽減税率を導入するのであれば、国は国民や事業者に対して制度の周知を行い、混乱が生じないように努める必要がある。また、システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

○法人実効税率は平成28年度税制改正で「20%台」が実現し、今年度は29.74%となっている。トランプ米政権の税制改革では大幅な引き下げが行われたが、その米国と比べてもほぼ同じ水準といえる。このため、国際競争力強化などの観点から、今般の法人実効税率引き下げの効果等を見極めつつ、さらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

○中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。○租税特別措置については、税の公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものと適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、中小企業投資促進税制の適用期限が平成31年3月31日までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

- ①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。
- ②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃する。

3. 事業承継税制の拡充

○我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。今年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要である。

- (1)事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
・事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。
- (2)相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実
・平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。
①猶予制度ではなく免除制度に改めるとともに、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を

緩和するなど配慮すべきである。

- ②特例制度を適用するためには、5年以内に「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討(後継者の選任等)を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

III 地方のあり方

○国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権化は地方の活性化にとっても極めて重要である。ただ、その際に不可欠なことは地方の自立・自助の精神であることを改めて強調しておきたい。地方創生戦略もこれを基本理念とすべきである。

○「ふるさと納税制度」にみられる返礼品競争のような手法は、あまりに安直であり、真の地方活性化につながらない。納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、「ふるさと納税」本来の趣旨に沿った見直しが必要である。

○地方交付税は国が地方の財源不足を保障する機能を有していることから、地方の財政規律を歪めているとの指摘が多く、その改革は「骨太の方針」でも求められてきた経緯がある。地方は国に頼るだけではなく、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していく必要がある。

IV 震災復興

○東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間(平成28年度~32年度)」も3年目に入っているが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

V その他

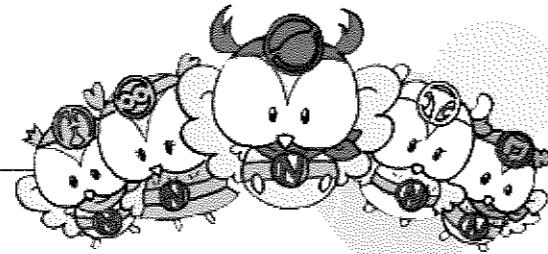
○税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言いがたい。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

提言の全文は「全法連ホームページ」でご覧いただけます。
<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>

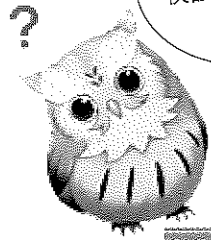
— 東京法人会連合会 —

もう受けましたか?

豊島区の大腸がん検診



大腸がんってどんな病気なの?
検診って大変そうだけど…
どうなんだろう?



大腸がんとは、肛門に近い直腸からS字結腸に多く発生するがんです。男女ともに40歳ごろから増え始め、年間約13万人が新たに大腸がんになっているといわれています。

2017年には大腸がんが、女性第1位、男性第3位の死亡原因となっています。初期の大腸がんはほとんど自覚症状が無く、症状が出たときにはすでにがんが進行していることもあります。ただ、早期に発見すれば身体への負担が少なく、また治る可能性が高くなります。

検診で早期発見!2日分の便を提出するだけ!

1

お近くの医療機関などで採便セットを受け取ってください。

2

2日分の便を採便したら問診票を記入してください。

3

問診票に検診チケットを貼って提出してください。結果は3~4週間程度でお送りします。

としま健康チャレンジ!対象事業これからの予定

知ってチャレンジ!

100

笑い与健康と東アジア
春風亭昇吉の健康落語

日時 2月18日(月)
午後2時~3時30分

会場 南大塚ホール

申込みは電話で保健事業グループまで

やってチャレンジ!

50

インボディ測定会

日時 3月2日(土)
午前10時~午後4時

会場 池袋保健所2階

申込み不要です。直接会場にお越しください。
身体の筋肉量や体脂肪量を部位別に測定します。

問い合わせ 地域保健課保健事業グループ ☎ 03-3987-4660

健康コラム

風邪とソムリエ

内科・漢方内科 司生堂クリニック 院長 松田 弘之

先日、テレビのバラエティ番組で、某大学医学部の先生が統計的に“引き初めの風邪に葛根湯は効かない”ことを証明したというものがあつた。出演している多くのタレントやなんでも知っているMCの予備校の先生も一様にぶっ飛とんで驚いていた。口々に葛根湯を頻用し、信じていたのにと嘆きながら。

しかし、漢方に従事している僕は、実はであるが、その結果にけっこう納得している。西洋医学では風邪はほぼウイルス性疾患で、細菌感染における抗生剤のようなウイルスをやっつける薬がないため、安静・保湿・保温を中心に免疫力を高めて風邪を凌駕し、その間症状の緩和を旨とした治療を行う。しかして、漢方は、風邪に対して真っ向から対峙しようとするため、風邪をそのタイプや引き初めどれくらいか、汗は、胃腸症状は、熱の出方はどうか?そして、何よりひいた人の体力はどうか?そして、今はどんな状態なのか?を十分に吟味し、かつ、それらの裏を取るために、脈診や視診、腹診、舌診などを駆使してその人の風邪の処方を決めるのである。だから、漢方はテーラーメイドの医学と呼ばれ、同じ風邪でもその人その人にあつた薬を処方するのだ。だから、風邪の引き初めに葛根湯を使用しても一部の人は効かない、効果がない人も多いというのは至極当然ということになる。だって、仏蘭西料理の場合、いつでも、どんな人でも、同じ料理なら同じワインでよければワインソムリエはいらなくなりますよね。そう僕ら漢方医は病気のソムリエなのかもしれない…カーッコいい!では、どんな感

じかといえば、葛根湯は感冒初期に用いる代表的な処方だが、寒気があり発汗なく、首筋や肩の筋緊張が強胃腸が丈夫で脈の緊張が強い人に向いている。一方、身体が弱い人の感冒初期に使用し、寒気や、発汗、頭痛、頭重、咽頭痛、また、鼻炎などで麻黄湯、葛根湯、麻黄附子細辛湯などでは胃腸障害をきたすような人は桂枝湯がお勧めである。また、同じ風邪の初期でも冷えや手足の冷感が特徴でいわゆる冷え型の風邪に使用されるのが麻黄附子細辛湯である。他にもお腹の風邪や咳の多い風邪、鼻炎が中心の風邪などなど種々の状況によってその人に合った薬を使い分けるのが漢方を専門とする医師である。もちろん風邪を始め、いろいろな病気によきソムリエとなることを目指して日々過ごしているが、何年やっても“効かないぞ!”とお叱りを受けることもあり、まだまだこれからも修行を続けていくのである。



豊島法人会の 講座セミナー 研修会

豊島法人会では、正しい税知識や経営のノウハウを身につけることができる講座や研修会、セミナーなどを各種開催しております。広報誌に同封しますチラシやWEBサイトでご案内しております。ぜひご利用ください！

2月6日(水) 10:00~16:00

法人税申告書作成講座のご案内

豊島法人会館 3階会議室

- 講師** 豊島税務署担当官
- 受講料** 豊島法人会員 2,000円(1名)
一般 3,000円(1名)
- 持ち物** 電卓・筆記用具

2月13日(水) 14:00~16:30

消費税申告書作成講座のご案内

豊島法人会館 3階会議室

- 講師** 豊島税務署担当官
- 受講料** 豊島法人会員 1,000円(1名)
一般 2,800円(1名)
- 持ち物** 電卓・筆記用具

詳細等につきましては当会ホームページをご覧ください

決算

決算法人説明会

正しい決算と申告のためのチェックポイント、税法・通達の改正事項と活用の仕方、決算手続きと申告調整などについて説明を行います。

毎月開催 決算申告月でなくてもご利用できます。

2/14 (木) 3/28 (木) 3/29 (金) 4/11 (木)
豊島法人会館 IKE・Biz としま産業振興プラザ 豊島法人会館
13:30~16:30

新設

新設法人説明会

新しく会社を設立された方を対象に、法人税・消費税・源泉所得税等に関する基本的な知識や手続きについて説明を行います。

豊島税務署との共催で隔月開催

3/20 (水)
豊島法人会館
13:30~16:00

どちらも参加費無料、事前のお申込は必要ありません。

すがも事業創造センター(S-biz)はお客様の本業を応援する新たなパートナーです。

「事業課題をクリアしたい」「販路拡大を目指したい」
「外部ネットワークを作りたい」「技術には自信があるがなかなか売上に結びつかない」
様々な経営上の課題をワンストップで解決いたします。

with Hospitality Spirit

“お客様”を支える

S-biz

すがも事業
創造センター

5つのサポート

- お客様と夢を共有**
実績を積んだ“ビジネス・コーディネーター”が、お客様との意見交換をベースに、「新たな視点」で、共に考え、気付きをご提供します。
- すがも「四の市」ビジネスフェアの開催**
多数来場者数実績のあるビジネスフェアを定期的に開催します。販売促進、アンテナショップ、情報発信の場としてご利用ください。
- セミナー、交流会の開催**
経営セミナーを開催して、お客様の真のニーズを顕在化します。また、ビジネス交流会を開催しお客様のネットワーク拡大に活用頂けます。
- 行政機関との連携によるサポート**
「としまビジネスサポートセンター(ビジサポ)」と、「練馬ビジネスサポートセンター(ネリサポ)」と連携し、当センター職員が販路拡大のサポートに臨んでいます。
- 300の出前窓口**
楽鴨信用金庫の300人の営業課員が、お客様から“ビジネスコーディネーター”へつながります。課題解決への出前窓口としてご利用ください。

SUGAMO SHINKIN 言われることに喜びを
楽鴨信用金庫
〒170-8477 東京都豊島区巣鴨2-10-2

お問い合わせ すがも事業創造センター <http://www.sugamo.co.jp/>
☎ 03-3918-0196 ✉ s-biz@sugamo-sk.jp

ふくろう回覧板

~支部別会員リレーコラム~



SNS以外でも “つながれる”

高田支部
ゆたか井丸 明治通り雑司ヶ谷店
株式会社レゾリエンス 飯野豊

この11月でお店をオープンして丸5年が経過しました。振り返れば“あつという間”も試行錯誤の連続で今も日々奮闘中ですが、今回はオープン当初から続けていて、当店の名物として定着している、「落書きスペース」を紹介させていただきます。店内の壁には大きめの模造紙が数枚貼られており、サインペンを紐につなげて設置しています。お客様はお弁当の注文をして待つ間にそのサインペンを手に取り、模造紙にメッセージや絵を自由に書き込みます。当初は、「オープンおめでとうございます」「頑張ってください」などの応援メッセージが主体でしたが、続けているうちに「〇〇丼が美味しい!」「こいうメニュー作ってください」など感想や要望に変わっていき、この頃ではプロ顔負けのマンガや似顔絵、友人通しの伝言、受験に合格や恋人ができたとの嬉しい報告など、「お店とお客様」「お客様とお客様」をつなぐコミュニケーションツールとして大きな役割を担う存在となりました。巷ではネット上で繋がる「SNS」が流行していますが、手書きの“温かみ”はやはり違いますね。昔、もし自分がお店を持つとしたらどんな店にしたいか?人から問われた時に「有名人の色紙が所狭しと飾られている店よりも、お客様の寄せ書きが壁いっぱいにある店」と答えたことがありました。ほんの少し、理想に近づいているのかもしれませんが。(笑)皆様、アナログで時代に合わないけど、どこか懐かしく安心するこの「落書きスペース」をお近くにいらした際は覗きにいらして下さい。70年代~80年代の昭和歌謡BGMでお迎えいたします。



▶▶ 次回は長崎支部の会員からのコラムの予定です。

● 広報委員会コラム ●



平均寿命と健康寿命

記 森下好司

現在、日本人の4人に1人が65歳以上のシニア世代です。しかも、日本人の平均寿命は男性が80.2歳、女性が86.6歳になりました。65歳以後をセカンドライフとするなら、多くの人が15年から20年という期間を過ごす時代になりました。そのために一番重要なことは、「健康な体」であり続けることだと思います。要支援となる原因の多くは転倒や骨折、関節疾患などです。また筋肉量の減少と神経の働きの低下です。

法人会では、健康関連のイベントとして、ウォークラリーやバス旅行等が企画されております。そのような機会に参加して楽しみながら体を動かすことを心がけたいと思っております。



豊島法人会広報誌TOSHIMAは、年4回発行しております。
法人会員の方には無料送付させていただいております。
また、一般の方でもお楽しみいただけるよう、
豊島区内のお店の店頭、会社の受付窓口などに設置しております。

■ 西池袋悠々散歩 ■ 豊島区内小学校租税教室
■ 第22回目白ロードレース etc

- 東池袋
 - 紙のたかむら 東池袋1-1-2
 - 大同生命保険池袋支社 東池袋1-5-6 アイケアビル8F
 - 東京信用金庫本店営業部 東池袋1-12-5
 - 巣鴨信用金庫東池袋支店 東池袋1-25-10
 - (有)東峰フォト 東池袋3-1-3 サンシャインワールドインポートマート1F
 - (株)プリオ 東池袋3-11-8サンライズ小林2F-2
- 南池袋
 - (株)石の武蔵家 南池袋1-16 -20 めかりやビル4F
 - 高村紙業(株) 南池袋2-22-1
 - エニータイトみざわ 南池袋2-23-4
 - (株)アイ・エス・シー 南池袋2-26-5 アイ・アンド・イー池袋ビル3F
 - 西武信用金庫池袋支店 南池袋2-28-13
 - (有)ヴェテス 南池袋2-32-13
 - 東信企業(株) 南池袋3-13-9-101
- 上池袋
 - (医)豊島健康診査センター 上池袋2-5-1 健康プラザとしま6F
- 西池袋
 - 豊島都税事務所 西池袋1-17-1 豊島合同庁舎
 - 城北興業(株)池袋演芸場 西池袋1-23-1
 - 西京信用金庫池袋支店 西池袋1-44-1
 - 東京商工会議所豊島支部 西池袋3-2 7-12 池袋ウエストパークビル9F
 - 豊島税務署 西池袋3-33-22
- 池袋
 - サンシャイン国際商事(株) 池袋2-10 -3 絆ビル2F
 - 巣鴨信用金庫池袋支店 池袋2- 48 -1
- 池袋本町
 - あかつまタオル(有) 池袋本町1- 6 -2
 - 巣鴨信用金庫池袋本町支店 池袋本町2 -15 -14
 - 東京シティ信用金庫池袋本町支店 池袋本町2-39-12
- 南大塚
 - (有)いろは寿司 南大塚2-19 -12

- 東池袋信用金庫大塚支店 南大塚2-35-5
- (株)エスイージェー 南大塚2-35-8NY ビル3F
- 朝日信用金庫大塚支店 南大塚3 -1-1
- (株)フレンドシップインターナショナル 南大塚3- 36-7 南大塚T&Tビル
- 北大塚
 - 東池袋信用金庫北大塚支店 北大塚2 -20 -1
- 巣鴨
 - 太平商事(株) 巣鴨2-3-6-501
 - 巣鴨信用金庫本店営業部 巣鴨2-10 -2
 - (株)ながしま 巣鴨3 -28 -7
- 駒込
 - (有)ディー・エヌ・コンサルティング 駒込1-12-16 レジデンス六義園1F
 - 日輪工業(株) 駒込2-3 -1 六興ビル6F
 - 巣鴨信用金庫駒込支店 駒込3-3-20
 - 巣鴨信用金庫駒込支店染井銀座出張所 駒込6-34-6
- 目白
 - (株)秀芽 目白2-2-1
 - 海鮮井ゆたか丼丸 雑司ヶ谷店 目白2-16 -17
 - 西京信用金庫雑司ヶ谷支店 目白2-16-19
- 雑司ヶ谷
 - ユニバーサルプリント工芸(株) 雑司ヶ谷3 -9 -4
- 長崎
 - 興産信用金庫城西支店 長崎1-9-3
 - 巣鴨信用金庫椎名町支店 長崎1-20-8
 - 小幡解体興業(株) 長崎2-15-8
 - 芳接骨院・鍼灸院 長崎4 -7-14
- 南長崎
 - 東京信用金庫椎名町支店 南長崎3-2-14
 - 東京信用金庫東長崎支店 南長崎5-28 -4
 - システム・シャイン・サービス(株) 南長崎6 -8 -10
- 要町
 - 東京信用金庫要町支店 要町1-1-1

広く情報を発信していくために、広報誌の設置場所のご提供をお願いできませんか。お店の店頭、会社の受付窓口など、皆様のご協力をよりよくお願い申し上げます。詳しくは、豊島法人会事務局までお問い合わせ下さい。
豊島法人会事務局 TEL 03-3985-8940 info@toshimahojinkai.or.jp

事務局からのお知らせ

東京ディズニーリゾート®コーポレートプログラム利用券配付終了

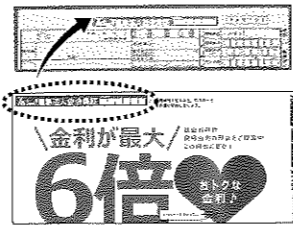
平成30年度分の東京ディズニーリゾート®コーポレートプログラム利用券は規定数に達しましたので、配布を終了させていただきます。なお、平成31年度分の配付につきましては決定次第、広報誌並びに当会ホームページにてお知らせ致します。

一般定期健診・生活習慣病健診について

豊島法人会では(医社)絆アーバンハイツクリニック並びに(一財)全日本労働福祉協会と提携し、会員やその従業員・ご家族を対象に会員特別価格で健康診断を行っております。アーバンハイツクリニックは通年、全日本労働福祉協会は春・夏の年2回実施しております。アーバンハイツクリニックは当会ホームページから申込用紙を印刷し、直接お申し込みください。全日本労働福祉協会は同協会より封書でご案内をお送りします。

決算シールについて

従来、決算法人説明会の「ご案内」に同封しておりました「決算シール」については本誌裏表紙に印刷されている「豊島法人会会員証」を切り取って、会員番号ご記入の上、申告書に添付してください。会員番号は発送時の宛名台紙に記載しております。



お問い合わせは事務局まで

公益社団法人豊島法人会事務局

〒171-0014 豊島区池袋 2-32-4

TEL 03-3985-8940 FAX 03-3985-5718

info@toshimahojinkai.or.jp www.toshimahojinkai.or.jp



新年の挨拶	03	税務署から	13-14
豊島子ども秋の表彰式	04	都税事務所から	15
第9回税に関する絵はがきコンクール入選作品	05	法人会の平成31年度税制改正に関する提言	16
巣鴨駒込ウォークラリー / 納税表彰	06	豊島区保健福祉部から	18
池袋東口献血活動	07	健康コラム	19
研修税務委員会インタビュー	08	法人会の講座・セミナー	20
法人活動フラッシュ	10	ふくろう回覧板 / 広報委員会コラム	21
合同地区長会 / 大塚商人祭り	12	事務局からのお知らせ	22
新入会員紹介	12	目次 / 法人会スケジュール / 編集後記	23
法人会山手線一周税務広報活動	13		
豊島税務署長講演会			

法人会スケジュール

2月	6日(水)	10:00~16:00	法人税申告書作成講座	豊島法人会館
	13日(水)	14:00~16:30	消費税申告書作成講座	豊島法人会館
	14日(木)	13:30~16:30	決算法人説明会	豊島法人会館
	21日(木)~24日(日)		青年部会海外研修	香港・マカオ
3月	28日(木)~3月2日(土)		第12回としまMONOづくりメッセ	サンシャインシティ文化会館
	10日(日)	8:00~12:00	第22回目白ロードレース	千登世橋中学校 他
	17日(日)~18日(月)		宿泊研修旅行会	日光金谷ホテル
	20日(水)	13:30~16:00	新設法人説明会	豊島法人会館
4月	26日(火)~31日(日)		一般定期健診・生活習慣病予防健診	立教大学池袋キャンパス
	28日(木)	13:30~16:30	決算法人説明会	IKE・Biz としま産業振興プラザ
	29日(金)	13:30~16:30	決算法人説明会	IKE・Biz としま産業振興プラザ
	11日(木)	13:30~16:30	決算法人説明会	豊島法人会館
25日(木)			第14回全国女性フォーラム富山大会	富山産業展示館

※日程・内容については変更となる場合があります。最新情報は豊島法人会WEBサイトでご確認ください。

編集後記

新年あけましておめでとうございます。「平成」も今年4月末までとなりました。30年前の昭和最後の正月は、昭和天皇の容態悪化に憂慮し、世の中は自粛ムードの重苦しい雰囲気のかでの新年だったと幼いながら記憶しています。今年は今上天皇陛下の健康長寿を願いつつ、5月からの新「元号」の予想や10連休の計画など新しい時代の幕開けを楽しみに過ごすことができました。平成に入りバブル崩壊、二つの大震災、原発事故は未だ傷は癒えていませんが、新しい時代にむけて豊島法人会の活動や税務情報等を分かり易くお伝えする広報誌となるように努めてまいりますのでご期待ください。

記:第248号編集キャップ 今宮 忠則



COVER PHOTO
新春
(写真: 岩田 勉氏)

表紙の写真 大募集!!

あなたの写真が2019年春号の表紙になります

テーマ 平成の思い出
応募資格 豊島区在住・在勤・在学の方
締切 2月28日(木)

送り先、データ形式等、詳細については、豊島法人会公式ホームページのお知らせをご覧ください。
http://www.toshimahojinkai.or.jp

■ 法人会の趣旨は...

法人会とは、よき経営者をめざす85万社の会員組織です。法人会でのさまざまな業種の人との出会いは、新しい仕事のつながりをうみだします。法人会は、公正な税制の実現のため経営者の声を国へアピールしています。

■ 法人会のシンボルマークとは...

中心の円は、「法人会」のコア(核)である「よき経営者をめざすもの団体」を表しております。そのコアのもとに集まる「人」の姿を「法人会」の頭文字「h」に合わせ、企業と社会の健全な発展に貢献する団体であることを、力強く象徴しています。

